

古文書勉強会

平成31年1月26日

半田市立博物館

博物館専門員柴田邦彦

江戸時代は本当に封建社会？と題して

封建社会とは、最高権力者（徳川家）が、ある者にある領土の支配権を与え（封じる）、領土・人民・農産物・産業等すべてを支配させる。

その見返りとして、その者が、徳川家に臣従する。こうした関係がなりたっている社会が封建社会。

半田市立博物館所蔵の古文書の

- 1) 乙川村と有脇村の村境を相談して決めた
- 2) 三河国（西尾藩）から成岩村に養子縁組
- 3) 長尾村（武豊）から成岩村に嫁入り
- 4) 乙川村の田畑を亀崎村の百姓が所有
- 5) 尾張藩は、百姓から多額の借金をしていた

等の内容や、

文書は示さないが、知多郡の黒鋤衆は全国に出稼ぎに行くことが許されていたことや、

知多郡の商船が、江戸、大坂など広く藩外で商売をした。

このような例から、江戸時代の人々は、領主から「村境決定」「人々の居所」「田畑」「商売」など制限・支配はゆるやかだったと思われる。

江戸時代は本当に封建社会であったのかが疑われる。

村境を

村役人（庄屋・組頭）が決めた

為取替申一札之事

一有脇村乙川村兩村持分**定納**地境是迄

數年地所入組候處今般兩村納得之上

御願申上候處**御山廻**富田六郎左衛門殿舟橋

平四郎殿鈴木彈四郎殿右御三人御立会被下

為取替申一札之事

一有將乙川村古村持分定納地境是迄

般平地初入組候處今般古村納得之上

由那下古村之所出也昔由古村納得之上

平四郎殿鈴木彈四郎殿右御三人御立会被下

用語

定納

..定納山のことであろう、藩に年貢を納めて、
下草刈り、枯れ枝の採取が出来る山林

御山廻

..山林の見廻り、監視役人（林奉行の配下）

地境を決める必要がなぜあったのか

おそらく、有脇村と乙川村が地境を決めていない所に生えている松十本を伐って藩に納めるよう指示があったが、地境が決めてないので、どちらの村が切るのか困った。そこで相談して決めたらうえ、松を五本ずつ切ったのであろう。

地境御立被下候 右地境之儀者西八往還道右
式拾七間之間夫右東江塚右拾六間塚迄見通し
稜堺二御立被下候付 松木伐採之儀八都合拾本
内五本有脇村五本乙川村江關二而伐採取入
申候 然上者以来双方共**違乱故障**之儀少しも
無御座候 依之庄屋組頭連印為取替証文依而如件

地境御立被下候 右地境之儀者西八往還道右

式拾七間之間夫右東江塚右拾六間塚迄見通し

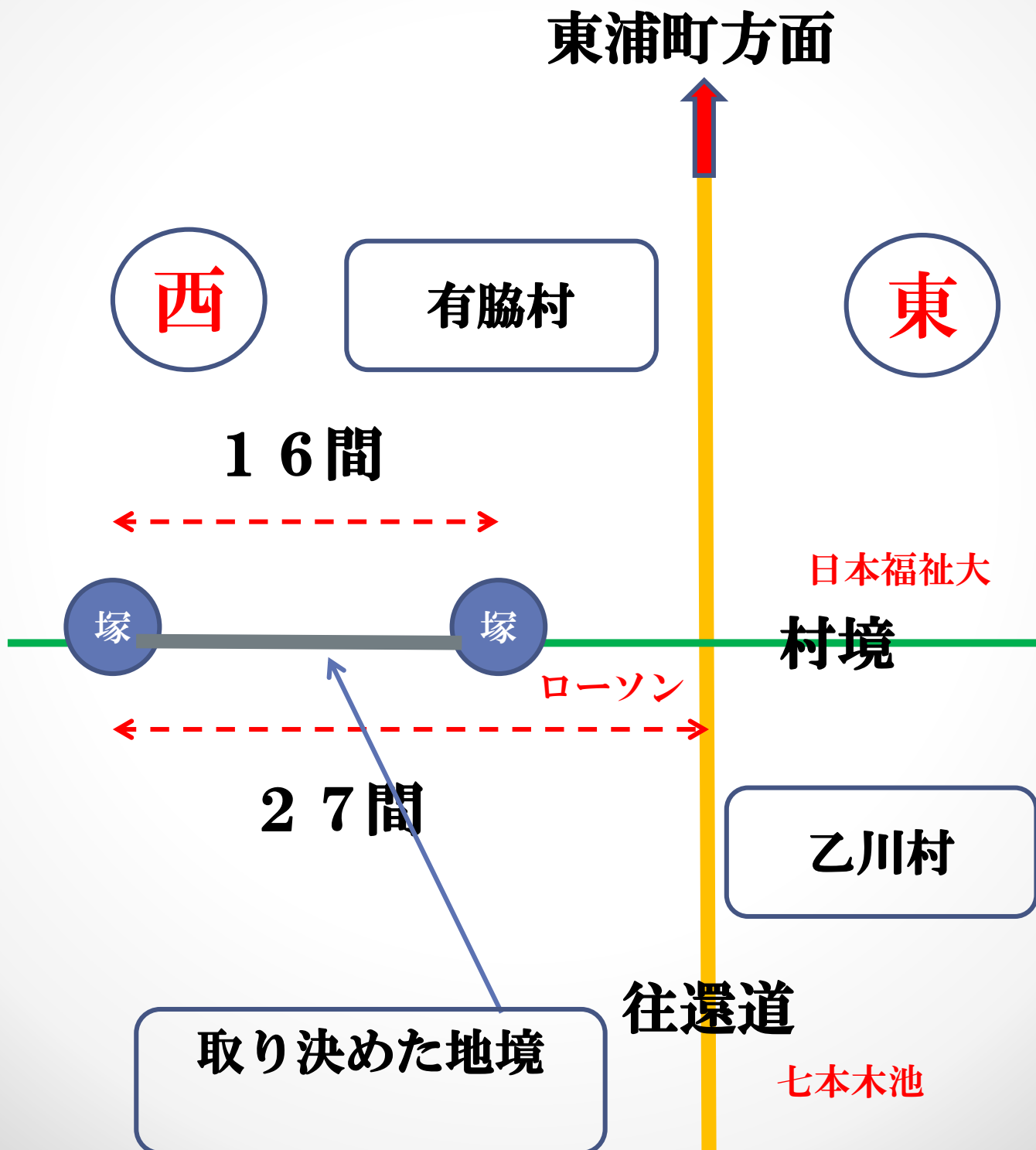
稜堺二御立被下候付 松木伐採之儀八都合拾本

内五本有脇村五本乙川村江關二而伐採取入

申候 然上者以来双方共違乱故障之儀少しも

無御座候 依之庄屋組頭連印為取替証文依而如件

地境の図

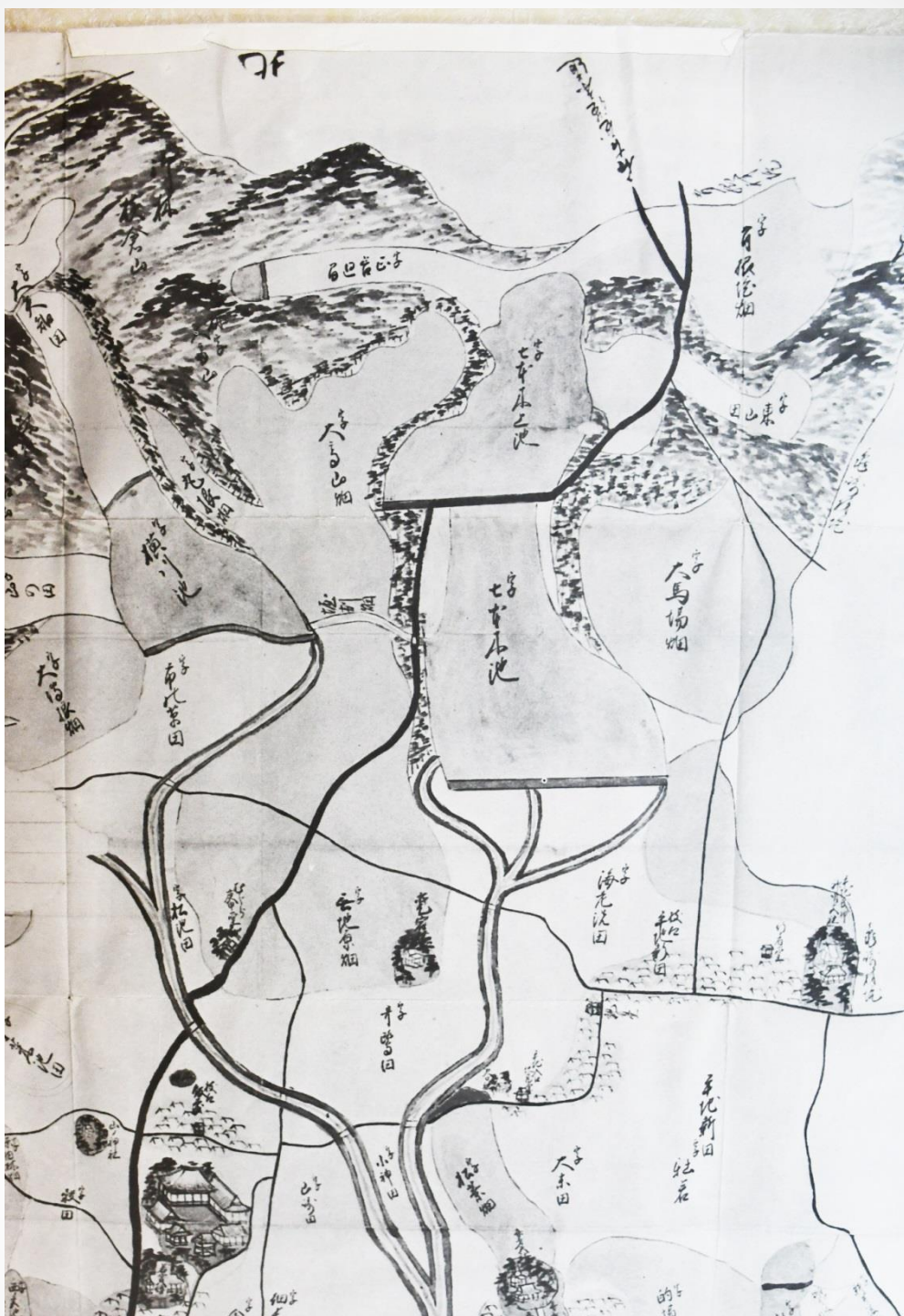




現在の地図 有協村と乙川村の村境



有脇村の古地図



乙川村古地図

文政四年

子巳二月

文政四年（一八二二）

子巳二月

有脇村御庄屋

磯右衛門殿

同村御組頭

新之助殿

同断

与右衛門殿

有脇村御庄屋

磯右衛門殿

新之助殿

与右衛門殿

乙巳村御庄屋

吉原

新之助

依七

与右衛門

磯右衛門

有脇村御庄屋

吉原

寛政元年

子三二月

同

同

同

同

乙川村庄屋

吉三郎

同断

平次郎

同村組頭

佐七

同

与五藏

同

次郎右衛門

同

助次郎

同村平地新田庄屋

長左衛門

乙川村庄屋

吉三郎

平次郎

佐七

与五藏

次郎右衛門

助次郎

長左衛門

送り証文2件

西成岩文書より
三河西尾藩から養子
長尾村から嫁入

送証文之事

一当村留藏**悴**藤治郎当辰式拾壹歳二

相成申候処 此度其御村方孫左衛門養子二**差**

遣シ申度旨願出候二付 **任其意**差遣申候

右之者当地二**罷**在候内

送證文之事

一当村留藏**悴**藤治郎当辰式拾壹歳二

相成申候処 此度其御村方孫左衛門養子二**差**

遣シ申度旨願出候二付 **任其意**差遣申候

右之者当地二**罷**在候内

用語

悴 .. (読み) せがれ ↓ 悴の字も使う

差遣 .. 差は助動詞 ↓ させる意 遣 .. 行く、与える意
行かせる意

仁其意 .. その意志にまかせる意

罷在 .. 罷 ↓ 謙讓の意、こちらにありました折

御公儀様御法度相背不申 其外何方
二而茂何之子細無御座候 自今其御村方
宗旨御帳面入御頼入相成候 尤宗旨之儀者
代々浄土真宗当村瑞玄寺檀那二紛無
御座候 則寺証文之通御座候 為後日送り
証文仍而如件

御公儀様御法度相背不申 其外何方
自今其御村方
宗旨御帳面入御頼入相成候 尤宗旨之儀者
代々浄土真宗当村瑞玄寺檀那二紛無
御座候 則寺証文之通御座候 為後日送り
証文仍而如件

法度

… (読み) はつと ↓ 法律、 禁制

何方

… (読み) いずかた ↓ どちらの方面

自今

… (読み) じこん ↓ 以後

者

… (読み) は

ろ

… (読み) より

子細

… 差支える事柄 問題になる事柄

宗旨帳面

… 宗門改帳 (人別帳、 住民台帳)

相成

… あいなると読み、 相は動詞について

語調を整える語 ↓ なる意

紛無

… (読み) まぎれなく ↓ まちがないの意

宗旨

… 宗派

仍而如件

… 定例句 ↓ 以上でございます。

安政三年

三州幡豆郡吉良庄

(一八五六)

松平和泉守領分 (西尾藩)

八面村 庄屋 助八 印

辰三月

尾州知多郡成岩村

御庄屋中

(ヤツオモテムラ)

安政三年

三州幡豆郡吉良庄

松平和泉守領分

辰三月

八面村 庄屋 助八 印

尾州知多郡成岩村

御庄屋中

一当村文吉妹登セと申者 当寅三拾貳歳二
相成候處 今般其御村次右衛門方へ縁付二遣
申度旨願出候二付 **任其意**送り一札差出申候
右之者宗旨八代々浄土宗其村常楽寺

一苗村文吉妹申也 一苗村文吉之孫也

相成候今般其御村次右衛門方へ縁付二遣

申度旨願出候二付 任其意送り一札差出申候

右之者宗旨八代々浄土宗其村常楽寺

旦那二紛無御座候 勿論御法度之切支丹
宗門筋之者二而決而無御座候 然上八当村
宗門帳相除キ可申候間 其御村請帳江御
書載御配可被成候 為後日送り一札如件

此於法度之切支丹

宗門筋之者 其御村請帳江御

宗門帳相除キ可申候間

書載御配可被成候

天保拾三年寅五月

(二八四二)

長尾村庄屋 (武豊町)

八右衛門印

成岩村

御庄屋衆中様

天保拾三年寅五月

長尾村庄屋

八右衛門印

成岩村

御庄屋衆中様

他村の者が耕作

...

一高（石高）四石七斗一升壹合七勺 本（修正）

龜崎 七郎兵衛

高四石八斗三升七合七勺 本（本田）

高壹石三斗貳升八合 午（新田）

高六石壹斗六升五合七勺 本

一 高四石八斗三升七合七勺

龜崎

七郎兵衛

一 高四石八斗三升七合七勺

高六石壹斗六升五合七勺

高齢者を祝う

暖かい心の存在

乙川村

平藏母

右之長壽目出度者

被思召依之御酒被下候

但親族之者江申談候此已後
猶更大事二介抱候様可心得候
右之趣可申渡旨御国奉行衆

被申聞候

寅

三月 郡奉行

乙川村

平藏母

右八令長壽目出度者

被思召依之御酒被下候

但親族之者江申談候此已後

猶更大事二介抱候様可心得候

右之趣可申渡旨御国奉行衆

被申聞候

寅

三月 郡奉行

令…通常は「読…せしめ」この文では「して」

申談…申↓話す、談↓説く 説諭の意か

申聞…聞いたの意

「殿様から以上の趣旨を親族の者に申し渡すべし
と、御国奉行衆が聞いておられます」

尾張藩は借金の山

農民からも借金

支配者が被支配者から借金するのであり、支配被支配の関係が崩れていた。

免

乙川村

寛政三亥暮調達金
残り元十三兩ノ八分通

一金拾兩壹分貳朱壹匁五分

此錢百五文

右ハ追々被返下候残元此節

八分通被返下皆済相立候付

如此相渡之候者也

巳二月 鳴海御役所

覚 (一七九二) 乙川村

寛政三亥暮調達金

残り元十三兩ノ八分通

一金拾兩壹分貳朱壹匁五分

此錢百五文

右ハ追々被返下候残元此節

八分通被返下皆済相立候付

如此相渡之候者也

巳二月 鳴海御役所

乙川文書追加
IV5-8

用語

調達金 .. 集めた金の意で

あるが、実際は、借金

覚

一金式百両也

但三分五厘利

右者今般調達金如此上納仕候二付慥二

請取申候処**実正也**返済之儀者例年之通

來ル十一月中**御拂米**を以右之元利共二

急度返済可致候為後證仍而如件

取扱 新美与右衛門

同断 間瀬仁左衛門印

乙川村

吉三郎殿

徳左衛門殿

同断

乙川文書 No4-688

覚

一金式百両也 但三分五厘利

右者今般調達金如此上納仕候二付**慥二**請取申候処**実正也**返済之儀者例年之通

來ル十一月中**御拂米**を以右之元利共二急度返済可致候為後證仍而如件

取扱 新美与右衛門 同断 間瀬仁左衛門印

天明八年(一七八八) 申五月

乙川村 吉三郎殿 同断 徳左衛門殿

用語

慥 … (読み) たしか (確か)

実正也 … (読み) じっしようなり

いつわりない意

拂米…米切手(藩が発行する米と交換できる証書)と思われる。